

福岡市屋外広告業者の違反是正の取組みについて(概要)

1. はじめに

福岡市では福岡市屋外広告物条例（以下「条例」という。）において、屋外広告業登録制度を導入しており、福岡市の区域内で屋外広告業を営む者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができると規定しています。

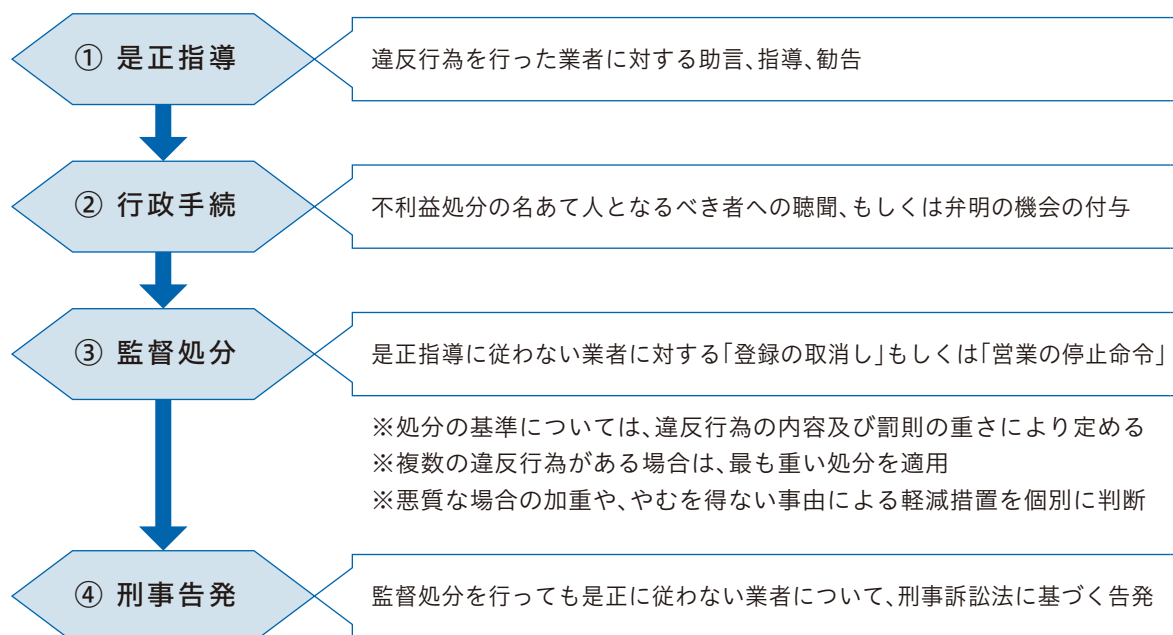
そこで違反行為の抑制を図り、良質な業者を育成するため、新たに福岡市屋外広告業是正指導要綱を策定します。

2. 目的

屋外広告業の違反に対する是正指導の手順や、違反行為毎の処分の基準を明確にし、違反行為の抑制を図ることを目的としています。

3. 是正手順(指導の進め方)

違反行為が疑われる屋外広告業者を発見した場合や市民からの通報を受けたときは、必要な調査を行い、違反行為の事実や相手方の確認を行います。その後、以下のフローにより指導を行います。



4. 処分基準の考え方

対象となる違反行為は、条例第38条第1項の規定により処分が定められている行為とし、登録の取消し、または営業の停止命令の期間を定めました。

登録抹消

不正の手段により、屋外広告業の登録（更新等を含む）を受けたとき

条例第28条第1項の(2)、(4)～(9)のいずれかの欠格要件に該当することとなったとき

(条例第28条第12項)

- (1)登録を取り消された日から2年を経過しない者
- (2)登録を取り消された法人役員で、取消日前30日以内にその法人の役員であった者で、その取消の日から2年を経過しない者
- (3)営業の停止命令期間が経過していない者
- (4)福岡市屋外広告物条例違反で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5)福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (6)福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7)未成年者の法定代理人が、上記(1)から(6)のいずれかに該当するもの
- (8)法人で、その役員の中に、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者があるもの
- (9)営業所ごとに業務主任者を選任していない者

営業の停止命令に違反したとき

営業の全部若しくは一部停止命令

180日 | ・措置命令に違反したとき

90日

- ・登録事項の変更の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたとき
- ・禁止地域・禁止物件に広告物を表示又は掲出したとき、又は許可を受けずに広告物の表示・掲出をしたとき
- ・許可を受けた広告物を、許可なく変更・改造したとき
- ・許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物の除却義務に違反したとき

60日

- ・市長の求めに対し、報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料の提出をし、又は検査に対する拒否や妨げ若しくは忌避をしたとき

30日

- ・営業所に標識を掲げなかったとき
- ・営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき

5. その他

- ・処分が決定した時は、氏名等を公表される場合があります。
- ・処分を受けると屋外広告業登録の欠格要件に該当し、新たに屋外広告業登録ができない場合があります。
- ・処分の決定前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとします。
- ・違反広告物を表示又は設置した屋外広告業者に対しては、屋外広告業の処分と合わせて、別途定める「福岡市違反広告物是正指導要綱」に沿った指導を行います。

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL 092-711-4395 FAX 092-733-5590

E-mail toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp